

1. 出題趣旨

民事訴訟法についてどの程度の基本的な知識があるかを確認するために、基本的な制度ないし原則について解説を求めた。

[1] 当事者の確定 具体的な訴訟において誰が当事者の地位にあるかを明らかにすることを当事者の確定という（定義）。

通常訴訟では、当事者の確定が問題になることはあまりなく、主として氏名冒用訴訟，死者名義訴訟，法人格否認の事案において問題になるにすぎない。

当事者確定の基準については、意思説，行動説，表示説という伝統的な見解以外に、適格説，併用説，規範分類説，紛争主体特定責任説などが主張されているが、現時点においては表示説と規範分類説に注目しておけば足りるであろう（もっとも、表示説には形式的表示説と実質的表示説とがあることには注意が必要）。

[2] 自白の撤回 自白が成立している事実については、裁判所は証拠調べをしてはいけないという民訴法179条の規定を踏まえて、自白の定義（成立要件）及びその効力について簡単に触れる必要がある。そのうえで自白の撤回が許される場合について、典型的に説明しその要件に言及すべきである。

[3] 既判力 確定判決に生ずる効力の中で最も重要な既判力について、その定義，作用の形，時的限界，客観的範囲，主観的範囲などについて、概括的な説明を行うことが必要。

[4] 形式的証拠力 ある文書の記載内容を読み取り、理解して、それを証拠資料とする書証では、取り調べの対象になるある文書が誰の意思に基づき作成されたかを特定する必要がある。挙証者が作成名義人として指名した者の意思に基づき当該文書が作成されたことが確認されて（＝形式的証拠力が認められて）はじめて、その記載内容が要証事実の立証に役立つかどうかの実質的証拠力の問題を取り上げることになる。

2. 採点実感

[1] 当事者の確定については、その意義に言及せずいきなり確定の基準についての記述している答案があった。また、（通説とされている実質的）表示説の理解が不正確な答案もあった。

[2] 自白の撤回については、自白の拘束力の根拠を明らかにしたうえで、例外的に撤回が許されるケースについて説明する必要があるが、そうした手順を踏んでいない答案があった。

[3] 既判力については、その定義を正確に記述できていない答案が見受けられた。また既判力が後訴においてどのような場合にどのような形で作用するかについて、正確に理解していないのではないかと疑念を抱かせるような記載内容の答案もあった。

[4] 形式的証拠力 文書成立の真正については民訴法 228 条に規定が置かれているので，それに言及する必要があるが，言及していない答案もあった。

3.学習方法

一般的に民事訴訟法の基本書として認められている教科書を通読し，民事訴訟法の基本原則と用語について正確に理解する必要がある。